

# 海田町くらしの安心・サポートセンター運営業務 企画提案募集要領

## 1 目的

生活に困窮する者を取り巻く複雑化する社会問題へ対応し、生活困窮者等の個々の状態に応じた包括的かつ継続的な支援を実施するため、海田町（以下「町」という。）における相談支援の役割を担う「海田町くらしの安心・サポートセンター（以下「センター」という。）」の設置・運営について、町と契約を締結する意思のある事業者から公募型プロポーザルにより広く提案を募り、提案内容、事業実施の能力等の審査を行い、最も事業の遂行に適格な受託候補者を選定するため、企画提案を募集する。

## 2 業務の概要

### (1) 業務の目的

海田町（以下「町」という。）における相談支援機関として、海田町くらしの安心・サポートセンター（以下「センター」という。）を運営し、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく生活困窮者への自立相談支援事業、生活困窮者並びに生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護者への就労準備支援事業及び家計相談支援事業を一体的に実施することにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

### (2) 業務の内容

別紙仕様書のとおり

### (3) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

### (4) 契約金の上限額

金31,830千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 注意事項

- (1) 公募型プロポーザル参加資格申請書（以下「申請書」という。）の提出について  
ア 公募型プロポーザル参加希望者は、公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

	名称	様式	部数	備考
1	公募型プロポーザル参加資格確認申請書	別紙1	1部	
2	誓約書		1部	
3	企業・団体の概要及び事業実績	別紙2	1部	
4	その他、町が必要と認める書類	—	—	指示があった場合のみ

イ 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

エ 申請書等の提出は、持参、郵送又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

オ 参加希望者のうち、公告2(2)の資格を有しない者は、告示に基づき申請手続を行ったことを確認できる書類を提出すること。また、資格認定結果を速やかに報告すること。

(2) 仕様書等に対する質問書等について

ア 仕様書等に対する質問書提出期限

令和8年1月21日（水）12時

イ 上記アに対する回答期限

令和8年1月23日（金）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

ウ 質問方法

仕様書等に対する質問がある場合は、上記アの期限までに、電子メールにより提出すること。

(3) 企画提案書の提出

企画提案書の作成に当たっては、本要領のほか、本業務の公告及び本業務仕様書に基づき、次のとおり必要な書類を提出するものとする。なお、提出された企画提案書は返却しないこととし、企画提案書は、本業務受託候補者の選考以外に企画提案者に無断で使用しないものとする。

ア 提出場所

〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号

海田町役場 福祉保健部社会福祉課

イ 企画提案書提出期限

令和8年1月30日（金）12時（必着）

ウ 提出書類

	名称	様式	部数	備考
1	企画提案参加申込書	別紙3	正本1部	
2	企画提案書	任意様式	正本2部 副本8部	副本は下記エの③により作成
3	配置予定支援員調書	別紙4	正本2部 副本8部	
4	業務委託見積書	別紙5	正本1部	年度別・事業別に作成

## エ 企画提案書作成要領

- ① 企画提案書の用紙は、原則 A4 版の横書きとすること。ただし、図表等の表現の都合等で、用紙及び記述方法を一部変更することは差支えないものとする。
- ② 企画提案書は、表紙を除き各ページの下部中央に通し番号でページ番号を付すこと。
- ③ 企画提案書及び配置予定支援員調書の順に、A4 版のフラットファイルに綴つて提出すること。
- ④ 審査の公正を期すため、企画提案書及び配置予定支援員調書の副本には、会社名、所在地、ロゴマークなど、プロポーザル参加者が特定できる表示はしないこと。
- ⑤ 積算した金額に 100 分の 10 に相当する額（消費税及び地方消費税相当額）を加算した金額をもって見積額とするため、参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかは問わず、積算した金額の 100 分の 110 に相当する金額により見積書を作成すること。
- ⑥ 見積書は、海田町長宛てで作成し、③のフラットファイルには綴じ込まないこと。

## (4) 企画提案書に関する審査

### ア 第1次審査（書面審査）

- ① 企画提案書が 5 者以上から提出された場合は、海田町くらしの安心・サポートセンター運営業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出された企画提案書等により、令和 8 年 2 月上旬（予定）に書面審査を実施し、5 者を選定する。ただし、応募者が 5 者以下の場合は実施しない。
- ② 第1次審査を実施した場合、企画提案者に対して速やかに結果を通知する。

### イ 第2次審査（プレゼンテーション、ヒアリングによる審査）

#### ① 実施日時

令和 8 年 2 月 5 日（木）

#### ② 実施場所

〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町 14 番 17 号

海田町役場 3 階会議室

#### ③ 出席者

公募型プロポーザル参加資格を有する事業者

※第1次審査を実施した場合は、審査で選定された事業者

### ウ 審査方法

- ① 海田町くらしの安心・サポートセンター運営委託業務審査基準（以下「審査基準」という。）の項目ごとに選定委員会委員が評価する。
- ② 第1次審査は、企画提案書等に基づき書面により審査し、審査委員の評価点（全委員の評価点を合計した平均点）の上位 5 者を選定する。
- ③ 第2次審査は、企画提案者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングに基づき

審査し、審査委員の評価点（全委員の評価点を合計した平均点）が基準点（60点）を満たしている者のうち、評価点が最も高い事業者を最優秀提案者として決定する。なお、評価点が同点の場合は見積額が低い企画提案者を最優秀提案者として決定する。

- ④ 審査については非公開とする。

#### エ 審査結果

審査結果については、文書により通知するとともに、町ホームページへの掲載により公表する。

- (5) 最優秀提案者として選定されなかった者に対する理由説明等について

ア 最優秀提案者として選定されなかった者は、海田町福祉保健部社会福祉課に対してその理由説明を求めることができる。

イ この説明を求める場合は、通知を受けた日から起算して7日以内に、その旨を記載した書類を電子メールにより提出すること。

ウ 上記に対する回答は、イの書類を受理した日から起算して7日以内に、電子メールにより回答する。

- (6) 支払条件

仕様書による。

- (7) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。

- (8) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、提出された書類を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

### 4 契約事項

- (1) 本業務の契約は、町と受託者の2者契約とし、受託候補者とは見積もり合わせの上、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約に関する規則は、海田町財務規則に基づき執行する。
- (3) 採用した提案内容の著作権は、町に帰属するものとする。
- (4) 採用した提案内容は、町により内容の一部を変更することがある。

### 5 添付資料

- (1) 公告の写し
- (2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（別紙1-1）  
・誓約書（別紙1-2）  
・企業・担当の概要（別紙2）
- (3) 企画提案申込書（別紙3）  
・配置予定支援員調書（別紙4）  
・業務委託見積書（別紙5）

- (3) 仕様書
- (4) 仕様書等に対する質問書（別紙 6）
- (5) 審査基準

## 6 問い合わせ先

海田町福祉保健部社会福祉課（役場 2 階）  
〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町 14 番 17 号  
電話（082）823-9220  
FAX（082）823-9627  
メールアドレス hukushi@town.kaita.lg.jp